

競争参加停止措置の概要

- 1 競争参加停止措置業者名

所在地及び競争参加停止措置期間
- 株式会社中央技術コンサルタンツ
東京都新宿区西新宿8-5-1
2025年10月30日～2025年12月29日（2か月）
- 2 競争参加停止措置の範囲

首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要

当該業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。
- 4 競争参加停止措置理由

「競争参加停止措置準則」（平成17年準則第22号）
別表第2第7号ロ（競売入札妨害又は談合）

〈競争参加停止措置準則別表第2〉

措置要件	期 間
（競売入札妨害又は談合） 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第11号に掲げる場合を除く。）。 イ 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内の他の公共機関の職員 ロ 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内 <u>1か月以上12か月以内</u>